

2. 除染の進め方や方法に関する Q&A

QA6 除染の方針や進め方について教えてください

放射性物質汚染対処特措法にのっとり、国として責任をもって除染に取り組みます。具体的には、除染特別地域※については、国が、除染実施計画を策定し、それに基づいて除染を進めます。

除染を進める地域には、国が主体となって除染を進める「除染特別地域」（基本的には、警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域）、国が財政的措置や技術的措置を講じつつ市町村が中心となって除染を進める「除染実施区域」の2つがあります。

除染特別地域においては、国が、関係自治体と協議・調整を行い、市町村ごとに除染実施計画を策定した上で、それに基づき、除染を行っています。

※：「除染特別地域」とは、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち、平成23年12月末時点で警戒区域又は計画的避難区域であった地域。

参考：環境省「除染情報サイト」<http://josen.env.go.jp/index.html>

除染情報サイトでは、各市町村単位で除染の進捗状況等の情報をご覧いただけます。

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日